

オンライン会議による委員会の開会について

●総務省の見解

令和2年4月30日付け総務省自治行政局行政課長通知（「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」）により、「本会議をオンライン会議にて行うことはできないが、委員会については条例や会議規則を改正することによりオンライン会議にて行うことができる」旨の見解が示された。

●委員会条例・会議規則の改正に当たり検討を要する事項

○委員会条例・会議規則の改正における主な論点

- ・オンライン会議の実施条件（感染症のみ／感染症及び自然災害／これらに育児・介護等も加える 等）
- ・オンライン会議の対象となる議事（表決は含まない／表決を含む全ての議事 等）

○その他運用に当たって検討が必要と思われる事項

- ・インターネット中継の方法
- ・説明員（執行部）の出席方法
- ・表決を実施する場合はその方法（挙手／採決システムの導入 等）
- ・通信環境不具合時の取扱い 等

※現時点で、オンライン会議に関する標準市議会委員会条例・標準市議会会議規則の改正は行われていないが、全国市議会議長会に確認したところ、来年1月下旬を目標に、参考規定を示すことができるよう準備を進めているとのこと。

※参考人招致をオンラインで行うことが可能かどうかについては、県を通じて総務省に見解を伺っているが、現時点で回答なし。

●近隣市・先進市の事例

	柏市議会	習志野市議会	取手市議会
条例・規則の改正時期	令和2年9月	令和3年3月	①令和2年9月 ②令和3年6月
実施条件（条例）	重大な感染症のまん延防止のため、又は大規模な災害が発生したため参集が困難な場合	重大な感染症のまん延防止、大規模な災害の発生その他やむを得ない理由により参集が困難な場合	災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により開会場所への招集が困難な場合
対象となる議事（条例・規則）	表決まで実施可能	表決まで実施可能	①当初、表決は実施不可 ②改正後、表決まで実施可能に
実施状況	令和3年8月にオンライン会議にて議会運営委員会を開会	未実施	オンライン会議にて各種委員会を複数回開会（表決も実施済）
委員会中継	なし	なし	あり（YouTube）。オンライン会議も中継を実施

○このほか、令和3年10月7日時点で、少なくとも13都府県・75市区町村において、オンライン会議による委員会の開会を可能とするための委員会条例・会議規則等の改正が行われている。

○取手市議会における検討・実施経過

（取手市議会ウェブサイト等に掲載されている情報を基に作成）

- ・令和2年4月、取手市議会災害対策会議（現在は感染症対策会議）をオンラインにて実施
- ・令和2年5月、議会基本条例に、情報通信技術（ICT）を積極的に活用していく旨の規定を追加
- ・令和2年6月、「オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書」を可決（7月、総務大臣に直接提出）
- ・令和2年8月、全議員にタブレット端末を貸与
- ・令和2年9月、オンライン会議システムにより委員会に出席することを可能とするため、委員会条例及び会議規則を改正（この時点では、表決は不可）
- ・令和2年10月、オンラインで模擬本会議を実施
- ・令和2年11月、初のオンライン会議による委員会として、議会運営委員会を開会
- ・令和2年12月、オンライン会議による常任委員会を開会し、初めてオンラインでの議案・請願の審査を実施（表決なし）
- ・令和3年6月、オンライン会議による委員会において表決の実施を可能とするため、会議規則を改正
- ・令和3年6月、オンライン会議による常任委員会を開会し、初めてオンラインでの表決を実施